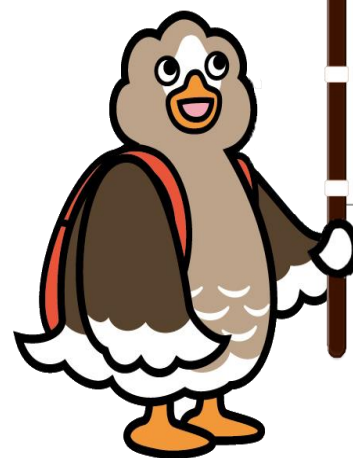




第2次大崎市環境基本計画 アクションプラン



大崎市
令和3年1月



大崎耕土
世界農業遺産



OSAKI
KOUDO

GLOBALLY IMPORTANT
AGRICULTURAL
HERITAGE SYSTEMS

目次

第1章 第2次大崎市環境基本計画の概要

- 1 基本的事項……………2
- 2 計画の目標……………3
- 3 基本的な方針及び施策（施策体系図参照）……………4,7
- 4 環境配慮指針……………4
- 5 計画の推進と進行管理……………6

第2章 環境配慮指針

- 1 市民の環境配慮指針……………9
- 2 事業者の環境配慮指針……………11
- 3 市の環境配慮指針……………13

第3章 アクションプランとは

- 1 アクションプランの目的……………15
- 2 アクションプランの内容……………15

第4章 環境施策の展開（具体的な取り組み）

- 1 市民の取り組み……………17
- 2 事業者の取り組み……………21
- 3 市の取り組み……………24
 - (1) 自然環境：誰もが誇れる自然環境をみんなで守る……………24
 - (2) 快適環境：心の豊かさを感じる快適環境を創る……………28
 - (3) 生活環境：安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する……………31
 - (4) 地球環境：地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる……………34
 - (5) 市民参画・協働：世代を超えて環境を学び、伝える……………38

第1章

第2次大崎市環境基本計画の概要

- 1 基本的事項
- 2 計画の目標
- 3 基本的な方針及び施策（施策体系図参照）
- 4 環境配慮指針
- 5 計画の推進と進行管理

.....

第1章では、第2次大崎市環境基本計画の概要版を掲載しています。



第1章 第2次大崎市環境基本計画(概要版)

1 基本的事項

1-1 計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

第1次計画の計画期間内は、東日本大震災の発生（平成23年3月）や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風の発生、大崎地域の「世界農業遺産認定」（平成29年11月）など、本市を取り巻く環境に大きく影響する様々な社会情勢の変化が見られました。これらの社会情勢の変化により想定される影響やリスクに対応するとともに、今後予測される人口減少やライフスタイルの変化を見据えた施策に取り組むことが必要となってきました。

そこで、これから10年後の本市の環境を見据えた施策の展開を図るため、第2次大崎市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 本市の特性

（位置、面積、地勢、気候及び人口について）

(3) 第2次大崎市総合計画の具現化に向けて

本市の“環境”は、まさに「宝」であり、先人が築き上げた豊饒の大崎耕土（田園）の中で人材（人間）が環境を軸として調和し、自然と共生を図っていくことが望まれます。

(4) 国内外の環境行政の動き

- ① 国際的な動き…「生物多様性戦略計画 2011-2020年及び愛知目標」の採択（平成22年）、「パリ協定」の採択（平成27年）及び発効（平成28年）、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択
- ② 国の動き…「生物多様性国家戦略 2012-2020」の閣議決定（平成24年9月）、「地球温暖化対策計画」の閣議決定（平成28年5月）、「第五次環境基本計画」の閣議決定（平成30年4月）
- ③ 県の動き…「宮城県環境基本計画」の策定（平成28年3月）、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」等の策定
- ④ 大崎市の動き…「大崎市森林ビジョン」や「大崎市バイオマス産業都市構想」、「大崎市の産業振興に向けた再生可能エネルギー導入方針」、「大崎市公共施設地球温暖化対策率先実行計画」の策定、「大崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「大崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定、「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」の世界農業遺産の認定

(5)計画策定の視点

- ① 東西 80km に及ぶ市の多様な特性を活かした「環境基本計画」
- ② 市民の安全・安心な暮らしを守るための「環境基本計画」
- ③ 豊かな環境を後世へと引き継ぐことを目指す「環境基本計画」
- ④ 持続的な環境の保全から発展までを意識した「環境基本計画」

1-2 計画の位置付け

環境基本計画は、条例第8条に基づいて策定し、「第2次大崎市総合計画」を上位計画とした環境分野の基本計画として位置づけるものです。また、国及び県、市の各種計画との整合を図ります。

1-3 対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、条例第7条の規定を踏まえ、「自然環境」「快適環境」「生活環境」「地球環境」及び「市民参画・協働」とします。

1-4 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和11年度とします。

1-5 対象地域、ゾーン

(1)地域

自然的、社会的、経済的条件や土地利用形態等の特性を考慮して、田園地域、山間地域の2つの地域に区分。

(2)ゾーン

地域区分に加えて、本市において特徴的な土地利用を進めていく区域として、広域交流拠点ゾーン、地域生活拠点ゾーン、自然環境保全ゾーンの3つのゾーニングを設定。

1-6 推進主体

環境基本計画の推進に向けて、市民、事業者及び市の各主体が、それぞれの役割を分担して、協働で取り組みを進めていきます。

2 計画の目標

2-1 望ましい環境像

豊かな自然や田園環境の中で人と自然が共に生き、
健康的で持続可能な循環・共生型の社会の実現を目指す

2-2 環境目標

本計画では、市民にとってわかりやすい計画とするため、かつ望ましい環境像を実現するため、対象となる環境の範囲と対応した体系として、環境分野（自然環境、快適環境、生活環境、地球環境、市民参画・協働）毎に目標を設定します。

自然環境、快適環境、生活環境、地球環境については分野ごとに実施する取り組みを記載し、市民参画・協働については、どの分野にも共通して必要な協働や連携、環境教育の仕組みづくり等に関する取り組みを記載するイメージとします。

また、10年後の目標を達成することで、関連するSDGsの目標の達成に貢献します。

- (1) 誰もが誇れる自然環境をみんなで守る【自然環境】
- (2) 心の豊かさを感じる快適環境を創る【快適環境】
- (3) 安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する【生活環境】
- (4) 地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる【地球環境】
- (5) 世代を超えて環境を学び、伝える【市民参画・協働】

3 基本的な方針及び施策 ※施策体系図参照

望ましい環境像や、環境分野ごとに10年後の目標を実現していくための基本的な方針、各方針に沿った具体的な施策を示します。

4 環境配慮指針

4-1 地域別、ゾーン別の環境配慮指針

市土は、現在及び将来にわたり市民のための限られた貴重な資源であり、豊かな市民生活や社会経済活動等を通じた共通の基盤となっています。市土の利用のあり方は、環境施策を進めていく上での重要な指針であり、ライフスタイルや地域の発展と深い関わりを持っています。

このため、大崎市国土利用計画との整合を図りながら、田園地域、山間地域、広域交流拠点ゾーン、地域生活拠点ゾーン、自然環境保全ゾーンにおける環境配慮指針を示します。

4-2 市民の環境配慮指針

将来の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人ひとりが、環境学習に取り組み、自らが取るべき行動について理解を深め、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが大切です。

市民の環境配慮指針は、市民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示します。

4-3 事業者の環境配慮指針

事業者は、社会の一員として自らの事業活動における環境保全の理念とルールをもち、環境資源の保全等に積極的に取り組むことが求められます。

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。ここでは、各業種に共通する行動指針と、産業別の事業活動における行動指針を示します。

4-4 市の環境配慮指針

市は、市民や事業者などと協力、連携し地域における環境の保全及び創造に関する施策を総合的に展開していくため、本計画の全編にわたって掲げられている施策・事業を実施する責務があります。消費者・事業者としての立場から、市民及び事業者の環境配慮指針に掲げられた環境への負荷を減らす行動を率先して実行します。

(1) 施策への環境配慮

市では、様々な施策を企画・立案し、実行しています。市の環境の保全及び創造を図るためには、あらゆる施策について、環境への配慮が必要です。本計画に基づき、施策への環境配慮を推進します。

(2) 率先的な取り組み

環境への負荷を低減する取り組みを率先して実行し、その実施状況を市民・事業者のみなさんに対し、積極的に公表します。

(3) 環境学習・教育の推進

市民や事業者のみなさんの環境の保全に対する意欲の増進を図っていくことが必要です。広報紙やホームページなどへの環境情報の掲載、環境に関する講座の開設やイベントの開催、環境美化や地域衛生などの環境保全活動の推進、子どもたちへの環境教育の推進など、参加・体験型の環境学習・教育を推進します。

(4) 公共事業における環境配慮

国や県などが実施する事業については、事業の実施による環境への影響について配慮を要請するとともに、市自らが実施する事業については、事前に環境への影響を調査し、できるだけ負荷の少ない事業の実施を目指します。

5 計画の推進と進行管理

5-1 計画の推進

(1)環境審議会

大崎市環境審議会は、条例第25条の規定に基づき、学識経験者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について審議を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言を行います。

(2)庁内組織

市は、市長をはじめ、施策の総合的な調整と推進を図るための庁内組織を中心として、各担当課を含む体制を整えます。

施策の総合的かつ計画的な推進のため、施策の進捗状況の点検・評価を行い、担当課間との調整・連携を図ります。

(3)協働による取り組みの推進

市民、事業者による自主的な活動や各主体の協働による取り組みが円滑に推進されるように、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、各主体の協働体制づくりを図っていくものとし、当面の期間において、市民及び事業者は自主的な活動の立ち上げと活動内容の充実を図る一方、市はこれらの自主的な活動に対する情報やノウハウの提供などを展開していくものとします。

(4)国・県・他地域との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取り組みが求められる課題への対応について、国や県、他地域と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

5-2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のサイクルにより、施策の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を「環境の状況に関する報告書」としてとりまとめ、公表します。その結果を踏まえ、アクションプランについて毎年度見直しを行い、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



第2章 環境配慮指針

- 1 市民の環境配慮指針
- 2 事業者の環境配慮指針
- 3 市の環境配慮指針

.....

第2章では、市民・事業者・市の環境配慮指針について説明しています。



第2章 環境配慮指針

2-1 市民の環境配慮指針

将来の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人ひとりが、環境学習に取り組み、自ら取るべき行動について理解を深め、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが大切です。

市民の環境配慮指針は、市民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示します。

(1) 誰もが誇れる自然環境をみんなで守る

- 野生動植物の生息・生育地にむやみに立ち入ったり、捕獲、採取したりしないようにして、貴重な動植物や身近な動植物を大切にするように努めます。
- 地域に本来分布している動植物を守るため、外来種を持ち込まないように努めます。
- 緑化の際にはできるだけ郷土種を利用する等、生態系への配慮に努めます。
- 本市の自然環境を後世にのこすため、生物多様性に関する理解に努めます。

(2) 心の豊かさを感じる快適環境を創る

- 庭やベランダ等の緑化に努めます。
- 建物を建築する時は、地域や地区の特性を踏まえて、デザインや色彩等との周辺環境との調和や地域資材の活用に努めます。
- ペットは地域住民に迷惑のかからないように責任ある飼育に努めます。
- 本市の景観・歴史・文化遺産についての理解を深め、その保全、活用への協力を努めます。
- 地元の農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。

(3) 安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する

- 自動車を運転する時は、急発進、急加速、空ぶかし等を止め、無駄な燃料を消費しないように努めます。
- 台所では、廃食用油や調理くずはできるだけ流さないようにし、食器の汚れ等は紙でふきとってから洗う等、水を汚さないように努めます。
- 排水による河川や土壌等への負荷を減らすため、供用開始地区では、下水道への接続を速やかに行うように努めます。浄化槽の使用の際は、定期的な清掃や保守点検の実施に努めます。
- 生活騒音等で迷惑をかけないように努めます。
- 化学物質に関する正しい知識を身につけ、環境に配慮した商品、サービスの選択に努めます。

(4) 地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる

- 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努めます。
- 冷暖房機器や照明器具等について、適切な利用や省エネ機器への更新に努めます。
- 無駄な物の購入を控える、レジ袋を断る、環境負荷の少ない商品を購入する等、環境に優しい消費行動に努めます。
- ごみの適切な分別や処理、資源回収等、3R活動への参加に努めます。

(5) 世代を超えて環境を学び、伝える

- 緑地や農地、湖沼・河川等の身近な自然の観察活動や保全活動、清掃活動への参加に努めます。
- 街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動への協力を努めます。
- 里地里山の保全や緑化活動等への参加に努めます。
- 環境美化活動への参加に努めます。
- 歴史・文化的遺産の保全、活用等、良好な街並みを形成するための活動への参加に努めます。

2-2 事業者の環境配慮指針

事業者は、社会の一員として自らの事業活動における環境保全の理念とルールをもち、環境資源の保全等に積極的に取り組むことが求められます。

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。ここでは、各業種に共通する行動指針と、産業別の事業活動における行動指針を示します。

(1) 誰もが誇れる自然環境をみんなで守る

- 立地選定にあたっては、周辺の土地利用に整合するよう努めます。
- 緑地、水辺等の保全に配慮し、生物の生息環境や生態系への影響を最小限にとどめるように努めます。
- 地形、地質、地盤の特性を十分に把握し、土砂流出、斜面崩壊等を起こさないように努めます。

(2) 心の豊かさを感じる快適環境を創る

- 看板等を設置する際は、周辺の自然環境や市街地景観との調和に努めます。
- 屋外広告や夜間照明は、時間制限等を行い、光害の防止や省資源、省エネルギーの徹底に努めます。
- ごみ集積所の形態を工夫して、ごみの散乱防止に努めます。

(3) 安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する

- 車両のアイドリングストップ、最短走行ルートを選択等効率的な輸送・移動に努め、大気汚染、騒音、振動等の影響を与えないように努めます。
- 事業実施時は騒音・振動・悪臭等、都市・生活型公害防止対策を講じ、周辺環境を損なわないように努めます。
- 地下水の適正な範囲内での取水に努めます。
- 有害化学物質による大気、水質、土壌等への影響が生じないように、製造、保管、使用、処理等の各段階において施設の整備及び適切な管理に努めます。
- 燃料の貯蔵施設等が周辺に危険を及ぼさないように施設の配置、構造及び安全管理に努めます。

(4) 地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる

- 省資源，省エネルギーの観点から工程を点検し，原材料の減量化，冷却水の循環利用，再利用及び再生利用が可能な資材の活用等に努めます。
- 電気，重油，ガス等のエネルギー使用量を把握し，使用量削減への取り組みに努めます。
- 廃棄物の発生抑制，減量化，再生利用の取り組みに努めます。
- エコマーク商品等，環境に優しい商品，地場産商品等の購入に努めます。

(5) 世代を超えて環境を学び、伝える

- 経営者は，環境問題に係る事業者としての社会的責任を自覚し，自らの行動をもって範を示すように努めます。
- 環境への負荷を低減するため，事業内容，事業所の形態等に応じた環境管理システムの導入等に努めます。
- ISO(*1)14001，エコアクション21(*2)等に基づく環境管理や，SDGsの目標達成に貢献するような事業活動の実践に努めます。
- 消費行動に影響を与える広告宣伝は，環境の視点を考慮した内容とし，環境配慮型の製品，サービスについて，環境ラベル等による情報提供に努めます。
- 市の実施する環境施策や市民の実施する環境保全活動への積極的な協力を努めます。
- 社内での環境教育，環境学習の機会や市民との協働による環境保全活動の機会づくりに努めます。
- 関連企業に環境保全や環境への負荷の低減を呼びかけるように努めます。

.....

(*1) ISOとは，スイスのジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称。ISOの主な活動は国際的に通用する規格を制定することであり，ISOが制定した規格をISO規格という。ISO規格は製品やサービスに関して「世界中で同じ品質，同じレベルのものを提供できるようにしましょう」という国際的な基準のこと。

(*2) 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）のこと。一般に，「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として，組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。

2-3 市の環境配慮指針

市は、市民や事業者などと協力、連携し地域における環境の保全及び創造に関する施策を総合的に展開していくため、本計画の全編にわたって掲げられている施策・事業を実施する責務があります。消費者・事業者としての立場から、市民及び事業者の環境配慮指針に掲げられた環境への負荷を減らす行動を率先して実行します。

(1) 施策への環境配慮

市では、様々な施策を企画・立案し、実行しています。市の環境の保全及び創造を図るためには、あらゆる施策について、環境への配慮が必要です。本計画に基づき、施策への環境配慮を推進します。

(2) 率先的な取り組み

環境への負荷を低減する取り組みを率先して実行し、その実施状況を市民・事業者のみなさんに対し、積極的に公表します。

(3) 環境学習・教育の推進

市民や事業者のみなさんの環境の保全に対する意欲の増進を図っていくことが必要です。広報誌やホームページなどへの環境情報の掲載、環境に関する講座の開設やイベントの開催、環境美化や地域衛生などの環境保全活動の推進、子どもたちへの環境教育の推進など、参加・体験型の環境学習・教育を推進します。

(4) 公共事業における環境配慮

国や県などが実施する事業については、事業の実施による環境への影響について配慮を要請するとともに、市自らが実施する事業については、事前に環境への影響を調査し、できるだけ負荷の少ない事業の実施を目指します。

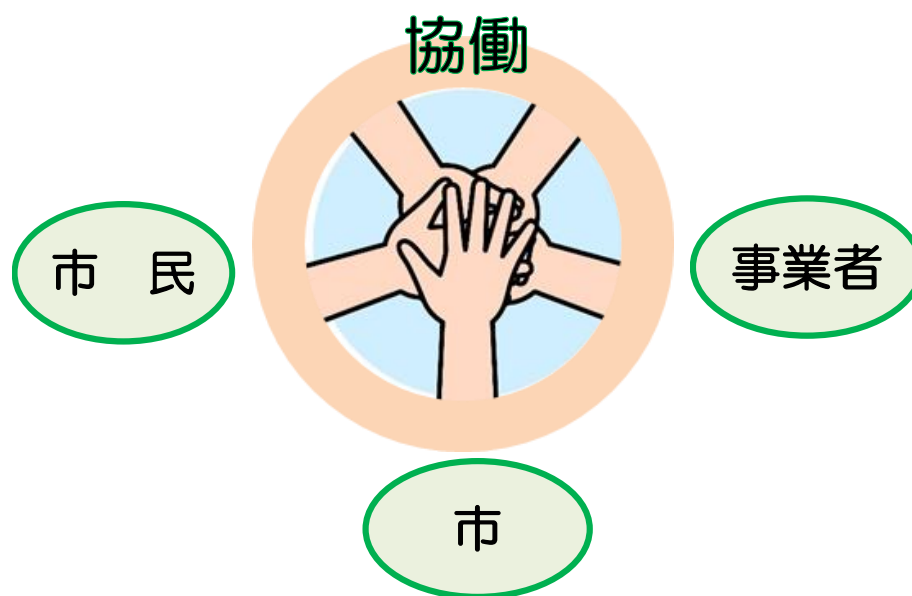
第3章

アクションプランとは

- 1 アクションプランの目的
- 2 アクションプランの内容

.....

第3章では、アクションプランについて説明しています。



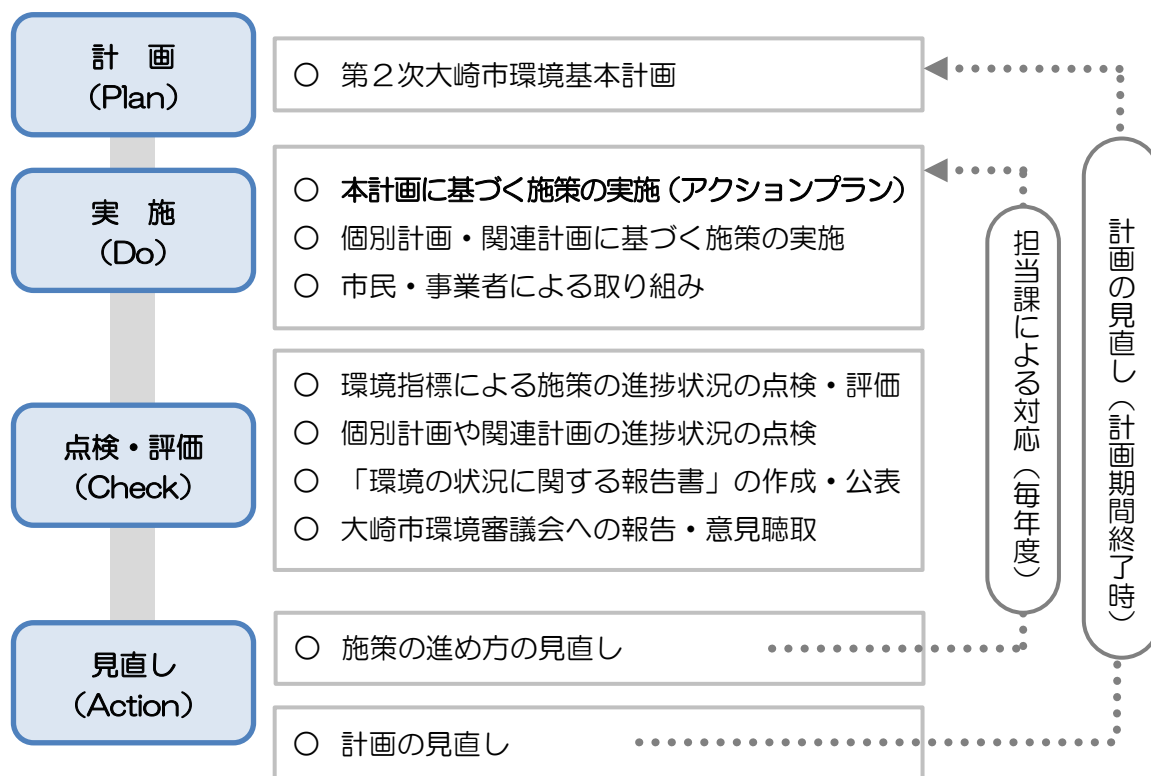
第3章 アクションプランとは

3-1 アクションプランの目的

「アクションプラン」とは、第2次大崎市環境基本計画に基づく施策の着実な推進を図るため、市民・事業者・市の各主体が、それぞれの役割を分担し、協働しながら、日々の生活において実際に取り組んでいく具体的な取り組みを示したものです。

「基本的な方針及び施策」では、望ましい環境像や環境分野ごとに、10年後の目標を設定し、具体的な施策を示しています。また、「計画の推進と進行管理」では、施策を実施するための“アクションプラン”を策定し、取り組みを毎年度、見直すことにしています。

～ 第2次大崎市環境基本計画の進行管理 ～



3-2 アクションプランの内容

アクションプランに掲載する事業は、各環境分野の施策の方向ごとに、目標を達成するための具体的な取り組み内容や成果指標を記載するものとします。

成果指標について、イベントなどを継続していくことを目標とする取り組みについては「継続」とし、実績値はあるが、人口減少などにより変動するものや現状を維持していくことを目標とする取り組みについては「維持」と記載しています。方向性を目標としている取り組みについては、「増加」や「減少」と記載しています。

第4章

環境施策の展開(具体的な取り組み)

- 1 市民の取り組み
- 2 事業者の取り組み
- 3 市の取り組み
 - (1) 自然環境 : 誰もが誇れる自然環境をみんなで守る
 - (2) 快適環境 : 心の豊かさを感じる快適環境を創る
 - (3) 生活環境 : 安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する
 - (4) 地球環境 : 地球に暮らす一員として行動し, 地球環境を思いやる
 - (5) 市民参画・協働 : 世代を超えて環境を学び, 伝える

第4章では, 環境施策の展開(具体的な取り組み)について説明しています。

10年後の目標を
達成することで,
関連するSDGsの
目標達成に
貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



～ 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標 ～

4-1

市民の取り組み 具体例

市民は、節電、節水、ごみの低減や環境活動への参加など、日常生活に伴う環境への負荷の低減を心がけて、環境の保全及び創造に自ら努めます。

～ 関連するSDGs ～



自然環境

自然との触れ合いを増やす



身近な生きものを観察したり、山や川に出かけて自然と触れ合う機会を作ります。自然体験学習や里山を守る活動に参加します。

快適環境

暮らしの中に「緑」を取り入れる



庭やプランターで野菜や植物を育て、身近な場所を緑化します。グリーンカーテンは、夏場の室温を下げる効果があります。

快適環境

大崎耕土で 生産された 農産物を 購入する



地元で生産された、新鮮な食材を購入します。生産者と消費者がつながることで、食の安全・安心をつくります。輸送で発生する二酸化炭素を抑制します。

快適環境

ルールを守り、 ペットと暮らす



地域住民に迷惑をかけないように責任をもって、ペットと暮らします。散歩時は、糞尿の処理を忘れずに行います。

快適環境

空き家や空き地を適正に管理する



定期的に土地や建物の管理を行います。草や樹木が繁茂していると害虫の発生、ゴミの不法投棄、放火などの犯罪が起こりやすくなります。動物が住み着き建物が傷むのを防ぎます。

地球環境

エコドライブを心がける



自動車を運転する時は、急加速・急発進・空ぶかし等をやめて、無駄な燃料を消費しないようにします。日々の燃費を把握して、お財布と環境に優しいエコドライブを心がけます。

生活環境

水を大切に使う



水を流したままにしない、洗濯はまとめて洗うなど、水を大切に使います。油や調理くずを流さない、食器の汚れ等は紙で拭き取ってから洗うなど、排水にも気を配ります。

地球環境

徒歩や自転車での外出を増やす



できるだけ車を使わず、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し出かけます。環境に優しく、運動不足を解消し、健康増進にもつながります。

地球環境

身近なところから省エネをはじめ



電灯をこまめにオフ、電球をLEDに取り替える、冷暖房は適正温度に、食器を洗う時の給湯器の設定温度を低温にするなど、ちょっとした省エネでも電気やガスの料金を減らせます。

地球環境

マイバックを持ち歩く



買い物にはマイバック、飲み物にはマイボトルを使えば、ごみとして捨ててしまう、レジ袋やペットボトルを減らすことができます。

地球環境

ごみを適切に 分別する



地域のルールを守って、ペットボトル、びん、かん、新聞紙などをしっかり分別することで、資源として再利用できます。ごみの減量化にもつながります。

地球環境

環境に 優しい商品を選 択する



洗剤やシャンプーなどは、詰替用を選ぶことで本体容器を繰り返し使うことができます。商品を購入する時は必要なものだけにします。

地球環境

食品ロスを 減らす



食事は、食べきれ的分だけ作ります。野菜は、食べられる部分まで捨てないようにします。消費期限や賞味期限を確認して、手つかずのまま捨ててしまうのを防ぎます。

地球環境

環境に優しい車を選 ぶ



二酸化炭素などの排出量が少ない環境に優しい自動車を選びます。同時に燃費性能にも優れているので、お財布にも優しいです。

地球環境

「3R活動」に取り組 む

～ リデュース・リユース・リサイクル ～



物を長く大切に使う、壊れたら修理して使う、不用品は、フリーマーケット等を開催し再使用してもらおうようにします。

地球環境

再生可能エネルギーを 活用する



太陽光や木材燃料など再生可能エネルギーを活用した発電、給湯器、暖房器具などを家庭に設置します。

地球環境

ごみの「ポイ捨て」はしない



公園などで食事をする時は、マナーを守ります。近くにごみ箱がない、持ち帰るのが面倒、誰も見ていないからといって、ごみの「ポイ捨て」はせず、良好な環境の維持に努めます。

地球環境

暮らしの中に 地元産の 木材を使う



成熟した木を伐採し、若い木を植えます。木は二酸化炭素を吸収し成長するため、地球温暖化防止につながります。木が根を張り巡らすことで土砂災害の防止にもつながります。

市民参画・協働

みんなで「ごみゼロ」を 目標にして地域を きれいに



自分が住んでいる地域の「ごみゼロ」を目標にして、清掃活動に積極的に参加します。身近な自然の観察活動や環境の保全活動にも協力します。

市民参画・協働

みんなで環境について考える



家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努めます。

市民参画・協働

世界農業遺産を 継承しよう



世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の巧みな水管理システムや生物多様性、歴史・文化、里山、居久根など身近な森林の価値を共有することで、持続可能な農業システムを継承します。

市民参画・協働

環境学習に 参加しよう



限りある資源の有効活用と自然環境を守っていくために何が必要かを考え、行動につながるよう、地域団体やNPO等が行う環境学習に積極的に参加します。

4-2

事業者の取り組み 具体例

事業者は、生産、製造、販売、消費、廃棄に至る全ての段階で、環境を保全するために必要な対策を講じます。

また、再生資源その他の環境への負荷の低減が図られる原材料等を利用するとともに環境の保全及び創造に自ら努めます。

～ 関連するSDGs ～



自然環境

自然環境に配慮する



緑地・水辺等の保全に配慮し、生物の生息環境や生態系への影響を最小限にとどめ、地質等の特性を把握し、土砂流出、斜面崩壊等を起こさないように努めます。緑化に取り組みます。

快適環境

地産地消に努める



地元産木材の利用を促進し、地元農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。生産者も、地域への供給に努めます。

生活環境

効率的な輸送・移動に努める



車のアイドリングストップ、最短走行ルートを選択等効率的な輸送・移動に努め、大気汚染や騒音等の影響を与えないように努めます。共同輸配送等の物流の合理化に努めます。

生活環境

大気汚染・水質汚濁を防止する



有害化学物質による大気、水質、土壌等への影響が生じないように、製造、保管、使用、処理等において、施設を整備し適切に管理します。フロンガス使用の抑制・廃止に取り組みます。

地球環境

過剰包装を減らす



過剰包装をやめ、廃棄物の発生を抑制します。廃棄物を分別し、資源として再利用することで、ごみの減量化にもつながります。

地球環境

環境に優しい商品を選択する



エコマーク商品、環境に優しい商品、地場産商品、グリーンエネルギー及び環境対応車の購入に努めます。

地球環境

リサイクルに取り組む



再生利用が可能な資材を活用し、使用済みの自社製品や容器などを回収し、リサイクル（堆肥化を含む）します。雨水の利用や一度使った水を再利用します。

地球環境

温室効果ガスの排出量を抑制する



電気・重油・ガス等のエネルギーの使用量を把握し、使用量の削減に取り組みます。事業所の建物等の省エネルギー化に努めます。

地球環境

再生可能エネルギーを活用する



太陽光・水力・風力・木材燃料、廃食用油の回収など再生可能エネルギーの利用普及PRに努めます。

地球環境

環境保全技術の開発 事業化・商品化に取り組む



環境に優しい商品やサービスが求められているので、環境保全技術を開発し、新たな事業の展開や商品化に取り組みます。

地球環境

環境保全のための ガイドラインを 策定する



地球環境保全への貢献，資源循環型社会の形成，自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造，安全で良好な生活の確保について，計画を立てて，取り組みます。

地球環境

環境管理マネジメント システムを 構築する



ISO14001，エコアクション21等に基づく環境管理やSDGsの目標達成に貢献するような事業活動に努めます。

市民参画・協働

行動計画や環境報告書を作成し 公表に努める



環境に配慮した事業活動を発信することで，事業者の社会的価値を高め，地域社会に貢献し，選ばれる事業者になるように努めます。

市民参画・協働

環境について 考える



環境について，今できることは何かを考え，事業所内で話し合い，環境意識を高めます。地域の環境保全活動に，積極的に協力します。

市民参画・協働

環境に配慮した 情報を提供する



消費行動に影響を与える広告宣伝は，環境の視点を考慮した内容で，環境配慮型の製品やサービスについて，環境ラベルなどによる情報提供に努めます。

市民参画・協働

環境への負荷低減を呼びかける



事業者は関連企業に対し，環境保全や環境への負荷の低減を呼びかけ，パートナーシップを形成して持続的発展に努めます。

4-3 市の取り組み

市は、国や県に準じた施策並びに市の自然的、社会的、経済的条件に応じた基本的、総合的施策として、環境基本計画を推進します。

市の施策の実施にあたっては、環境への負荷の低減など、環境の保全及び創造に努めます。市の環境全体を考えて、広い視野から各主体の協働による取り組みを先導、支援する施策を推進します。

(1) 自然環境 誰もが誇れる自然環境をみんなで守る

関連するSDGs目標



～ 10年後の目標 ～

- ・西部一体に広がる栗駒国定公園やラムサール条約湿地、「蕪栗沼・周辺水田」「化女沼」に代表される優れた自然環境が市民や来訪者の活動により保全されている。
- ・四季の移ろいや時間とともに変化する美しい自然環境が保たれている。
- ・数多くの里地里山を支える農林業や農地・森林を保全する活動等が活発に行われている。
- ・貴重な動植物、生物多様性を育むさまざまな形態の自然を守り、育てる活動が活発に行われている。

◆施策の方向に基づき、大崎市は次の行動に取り組めます。

① 特色ある豊かな自然環境の保全	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地及びその周辺の里地里山を含めた環境を保全するため、野火の実施や外来魚の駆除を行い、ガン類のねぐら環境の維持を図ります。 	世界農業遺産推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地の保全活用に関わるNPO法人等と連携して、環境教育ゾーンを維持管理し、普及啓発イベントを実施します。 	世界農業遺産推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・「蕪栗沼・周辺水田」を保全し、環境教育活動の推進を図るため、マガンの里推進事業として、自然観察バスを市内の学校やNPO法人等が行う自然観察ツアーに提供します。 	田尻総合支所

② 持続的な農村環境の保全 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止や生物多様性の保全に積極的に貢献する、「環境保全型農業」に取り組む農業者を支援します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 農業の有する多面的機能（水源のかん養，自然環境の保全，良好な景観の形成など）を維持するため，地域の共同活動や施設の長寿命化を支援します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 農業生産条件が不利な中山間地域などにおいて，集落全体で農地を保全していく体制の整備や水田が持つ多面的機能の確保などを行う集落を支援します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 「大崎耕土」に対する誇りの醸成を図るため，語り部育成の推進により世界農業遺産の知恵を継承します。 	世界農業遺産推進課
③ 森林の保全・活用 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> 森林の有する多面的な機能を発揮させるため，市有林を整備（造林，下刈，間伐，作業道開設）します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 成熟期を迎えた人工林の再造林から保育施業の森林のサイクルを維持するため，林業者が行う森林整備（造林，下刈，除伐，間伐）を支援します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 森林の保全のため，マツ枯れやナラ枯れ被害木の伐採等を行い，森林病害虫の防除に努めます。また，竹害の拡大を防止するため，放置竹林の整備等を支援します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> “おおさき地域材”を使用する木造住宅の普及を拡大するため，地域材を活用した新築木造住宅へ支援します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 大崎耕土に「潤い」をもたらす水源地域の森林を保全し，森林への理解を深めるため，市民参加型の植樹事業を行います。 	農林振興課
④ 野生鳥獣の管理 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣（イノシシ，クマ等）の侵入による農作物被害を防止するため，ソーラー電気柵導入の支援や，鳥獣被害対策実施隊員の増員を図り，ICT 技術（情報通信技術）も活用しながら，効率的に捕獲し，人間と野生動物の共存する環境を実現します。 	農林振興課
⑤ 外来生物の防除 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約湿地を中心に貴重な動植物や湿地を保全するため，特定外来生物（オオクチバス・ブルーギル）やアメリカザリガニ等の調査及び駆除を行うとともに，シナイモツゴなど地域特有の在来生物の保全活動を支援します。 	世界農業遺産推進課

⑥ 自然とふれあえる場・機会の提供		(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> 多様で豊富な自然や景観を、教育旅行や様々な体験メニューとして提供し、地域の自然環境や環境問題への関心を高めます。 		観光交流課
<ul style="list-style-type: none"> 都市農村交流、農村体験や研修を通じて、地域の歴史や自然に親しみ、市内外に魅力的な世界農業遺産資源を周知します。 		世界農業遺産推進課
<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全、活用の担い手となる児童生徒を育成するため、おおさき生きものクラブの環境学習プログラムを環境NPO法人と連携して実施します。 		世界農業遺産推進課
<ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約湿地を活用して、生物多様性などの教育の場、観察の場として普及啓発を図ります。 		世界農業遺産推進課
<ul style="list-style-type: none"> レクリエーションの場、休養の場、自然と触れ合う場として、心に潤いを与える公園の維持管理を行います。 		建設課

◆自然環境に関する環境状況を判断する成果指標とします。

施策の方向	成果指標	単位	現状	目標	担当課
①	ラムサール条約湿地の保全活用に係るイベント回数	回/年	6	6	世界農業遺産推進課
	ふゆみずたんぼ取組面積	ha	18	維持	田尻総合支所
②	環境保全型農業直接支払交付金事業 取組面積	ha	1,329	維持	農林振興課
	中山間地域等直接支払推進事業実施組織数	団体	12	維持	農林振興課
	多面的機能支払交付金事業農用地内の認定面積	ha	10,073	維持	農林振興課
	世界農業遺産の知恵を継承する語り部育成人数	人	-	50	世界農業遺産推進課
③	森林経営計画の計画数	件	23	45	農林振興課
	森林経営計画の認定面積	ha	5,857	9,100	農林振興課
	市産材の使用材積	m ³ /年	242	維持	農林振興課
	市産材の間伐面積	ha/年	4.5	維持	農林振興課

施策の方向	成果指標	単位	現状	目標	担当課
③	市民のもりづくり推進事業 植栽した面積	ha/年	0.4	維持	農林振興課
	市民のもりづくり推進事業 植栽参加者人数	人/年	162	維持	農林振興課
④	有害鳥獣捕獲頭数 (イノシシ)	頭/年	278	増加	農林振興課
	鳥獣被害対策実施隊員数	人	117	増加	農林振興課
	有害鳥獣侵入防止対策 ソーラー電気柵導入件数	件/年	55	増加	農林振興課
⑤	「化女沼」における 在来魚率	%	7	17	世界農業遺産推進課
⑥	教育旅行受け入れ人数	人/年	565	2,000	観光交流課
	生きものクラブ 延べ参加人数	人/年	383	550	世界農業遺産推進課
	ラムサール条約湿地にお ける環境教育利用回数	回/年	7	7	世界農業遺産推進課
	公園での事故発生件数	件/年	0	0	建設課

●大崎市の自然



市域の面積の約54%を占める森林



ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」



特別天然記念物のニホンカモシカ



泉質・湯量ともに豊富な鳴子温泉郷

(2) 快適環境 心の豊かさを感じる快適環境を創る

関連するSDGs目標



～ 10年後の目標 ～

- 身近に感じられる緑や水辺，山間地域の自然景観，田園地域を代表する居久根（いぐね）等の田園景観，都市部の市街地景観や，歴史的な建築物や街道・史跡周辺の景観等の保全・活用が図られている。
- 大切に保存されてきた歴史・文化遺産は，住む人の心の拠りどころとなり，郷土愛や誇り，将来への継承のための機運を醸成している。
- 自然・歴史・文化は，農地を含め，食，健康，教育，福祉，レクリエーション等のさまざまな分野で訪れる人の心に潤いを与えている。

◆施策の方向に基づき，大崎市は次の行動に取り組みます。

① 緑や水辺の保全と創造 (担当課)	
• 環境負荷軽減に向けた低炭素社会を構築するため，グリーンカーテン講座を行い，ゴーヤとアサガオの苗を配付します。	環境保全課
• グリーンカーテンを設置する公共施設を増やします。	環境保全課
• 化女沼の自然環境を学習する環境教育ゾーンとして，植林や湿地の再生を図り，教育の場，観察の場として普及啓発を実施します。NPOやボランティアと連携し維持管理を行います。	世界農業遺産推進課
• 蕪栗沼で野火による湿地植生の維持を行い，湿地環境を保全します。	世界農業遺産推進課
② 景観の保全と創造 (担当課)	
• 世界農業遺産として認められた田園景観を保全するため，居久根のある風景の保全に向けた仕組みをつくります。	世界農業遺産推進課
• 景観計画の実効性を確保し，大崎市らしい良好な景観の実現を図るため，大崎市景観条例を制定します。	都市計画課
• 立地適正化計画で，居住誘導区域内への居住を誘導することにより，田園地域での無秩序な開発を抑制し，美しい景観を形成している農地や森林の消失を防ぎ自然環境の維持・保全を図ります。	都市計画課

<ul style="list-style-type: none"> ・緒絶川周辺地区を歩いて楽しめる空間にするため、まち並みと調和する石畳風舗装や安全性を高める誘導灯を整備します。 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ・また、人々が集まり賑わいを生む親水広場を整備します。 	
③ 空き家等の適切な管理, 有効活用の促進	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> ・空家バンクへの登録を促し、空家の有効活用を通して定住促進により地域の活性化を図ります。 	政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・適正に管理されていない空き家等が増え、生活環境や地域社会の安全・安心が脅かされないよう、所有者に改善を求めます。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ・危険な空家等の除却に要する経費について、所有者に除却費補助金を交付することで、速やかな除却を促します。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の実態調査を実施し、現状を把握したうえで、空き家の利活用や除却の戸数増加につなげます。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内の居住を推進し、都市・地域中心部の空き家の有効活用を促進します。 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者の住宅確保のため、空き家の活用を図ります。 	建築住宅課
④ ごみの不法投棄対策の推進	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄されやすい場所に、不法投棄防止用警告看板等を設置し、不法投棄のない地域を目指します。 	環境保全課 総合支所
⑤ 歴史・文化の保全, 継承	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> ・「世界農業遺産 大崎耕土」の副読本を活用し、大崎耕土に対する誇りの醸成を図ります。 	世界農業遺産推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財「旧有備館および庭園」などの指定文化財を大崎市の宝として適切な保存と活用を行いながら、後世に引き継ぎます。 	文化財課
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財出前講座や歴史学習、講演会等へ講師を派遣し、文化財の魅力を伝え、郷土への理解と愛着をはぐくみます。 	文化財課
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査や新たな指定を行い、文化財所有者・保護団体等を支援し、文化財の保存と継承を図ります。 	文化財課
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の説明板や標柱の新設や修繕を行い、魅力ある地域の歴史を伝える環境づくりを行います。 	文化財課
<ul style="list-style-type: none"> ・おくの細道を魅力的な遊歩道として整備し、「歩こう、おくの細道」を開催します。文化学習や健康づくりの場並びに観光資源として活用しながら、文化財を後世に引き継ぎます。 	教育部鳴子支所
<ul style="list-style-type: none"> ・鳴子温泉地域の源泉を計画的に整備し、安全に安定的に温泉を供給し、温泉観光地として産業全体の振興に寄与するとともに、地域住民の健康維持等にも貢献します。 	鳴子総合支所

⑥ 地産地消の促進

(担当課)

- ・「世界農業遺産 大崎耕土」の副読本を活用し、家庭・地域・学校を通して、食と農に対する理解を深め、地場産給食の実施により食農教育・食文化の推進継承を図ります。

世界農業遺産推進課

◆快適環境に関する環境状況を判断する成果指標とします。

施策の方向	成果指標	単位	現状	目標	担当課
①	グリーンカーテン講座の受講者数	人/年	20	40	環境保全課
	グリーンカーテンを設置している公共施設数	件	38	45	環境保全課
②	緒絶川周辺地区の道路環境整備事業進捗率	%	64	100	都市計画課
③	空家バンク登録件数	件/年	5	増加	政策課
	危険空家等除却費補助金交付	件/年	9	継続	環境保全課
	空き家の実態調査率	%	-	100	環境保全課
	計画期間内賃貸可能物件登録数	件	8	増加	建築住宅課
④	不法投棄相談件数	件/年	156	減少	環境保全課 総合支所
⑤	文化財出前講座等の件数	件/年	72	80	文化財課
	新たな文化財の指定件数	件	149	160	文化財課
	文化財説明板や標柱設置	件	359	増加	文化財課
	「歩こう、おくの細道」イベント開催回数	回/年	2	継続	教育部鳴子支所
	鳴子温泉地域の観光入込者数	人/年	175万	253万	鳴子総合支所
⑥	学校給食における地場産野菜などの利用品目割合	%	22.8	26.0	世界農業遺産推進課

(3) 生活環境 安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する

関連する SDGs 目標



～ 10 年後の目標 ～

- 日常の生活や業務活動において、環境保全の意義や有用性が理解され、それぞれの主体的な取り組みのもと、大気汚染、水質汚濁等の環境への負荷の低減が図られている。
- 居住環境の質の向上が図られ、誰もが良好な環境のもとで、快適性、安全性を実感しながら日々の生活を送っている。

◆施策の方向に基づき、大崎市は次の行動に取り組みます。

① 大気環境の保全	(担当課)
• 公害の発生を防止するため、酸性雨(雪)調査を継続して行い、安全で快適な生活環境を確保します。	環境保全課
② 水環境の保全	(担当課)
• 公害の発生を防止するため、公共河川の水質検査を継続して行い、安全で快適な生活環境を確保します。	環境保全課
• 水路や排水路を整備し、雨水や生活排水の円滑な処理と衛生的な環境整備を行います。	建設課
• 流れが悪く滞った状態を解消するため、水路や排水路の調査及び測量・設計・工事を実施し、浸水被害を軽減します。	建設課
• 河川環境を保全する活動を促進するため、地域住民が行う草刈りなどの河川維持管理活動を支援します。	建設課 総合支所
• 水道水の有効な利用を図るため、啓発活動や水環境教育を推進します。	経営管理課
• 快適な生活を支えるため、水道施設の適正な管理や更新に努めて安全で良質な水道水を供給します。	上水道施設課
• 公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を行い、生活環境の向上を図るため、公共下水道の整備を行います。	下水道施設課
• 農業集落排水区域の水質保全及び良好な生活環境を維持するため、機能低下や劣化している農業集落排水施設の改修(更新)を行います。	下水道施設課

<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を行い、生活環境の向上を図るため、公共下水道区域及び農業集落排水区域以外の一般住宅等への公設浄化槽の整備を行います。 	下水道施設課
③ 騒音，振動の低減 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全を図るため、騒音規制法の規定に基づき、道路に面する地域における自動車騒音の状況調査を行い、管理者と調査結果を情報共有し、連携して低減に努めます。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 新幹線沿線地域における環境基準の達成状況を把握するため、新幹線鉄道の騒音・振動測定調査を行い、管理者と調査結果を情報共有し、連携して低減に努めます。 	環境保全課
④ 地盤沈下，土壌汚染の防止と悪臭の低減 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> 公害の発生を防止するため、土壌調査を継続して行い、安全で快適な生活環境を確保します。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 悪臭により生活環境を損なうおそれがある場合は、事業所の立ち入り調査を行います。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な生活環境を確保するため、事業者の活動に起因する公害の発生を公害防止協定などにより抑制します。 	環境保全課
⑤ 放射性物質への対応 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所に由来する放射性物質による環境汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減します。 	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> 空間放射線量測定や市民持込みによる食品等放射性物質簡易測定を継続的に実施し、測定結果を公表することにより、市民の不安解消を図ります。 	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に拡散した放射性物質の状況を把握するため、側溝泥土等の放射性物質濃度測定を継続して実施します。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所の事故により汚染された農林業系汚染廃棄物の焼却処理に伴う焼却灰の適正な処理体制により、地域の安全・安心を確保します。 	環境保全課 農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物として市町村が処理することのできない、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物については、管理型処分場の早期建設による処分を国に働きかけていきます。 	環境保全課 農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 児童に安全な給食を提供するため、定期的に1食あたりと食材1つあたりの放射性濃度の検査を行います。 	子ども保育課

・学校給食食材等の放射性物質濃度の検査を実施し、安全性を確認するとともに検査結果を公表し、給食食材への放射能汚染に対する不安の解消を図ります。

教育総務課

◆生活環境に関する環境状況を判断する成果指標とします。

施策の方向	成果指標	単位	現状	目標	担当課
①	公害防止のために行う酸性雪調査測定	回/年	1	継続	環境保全課
②	水質の環境基準達成率	%	61	維持	環境保全課
	排水路改良工事事業延長進捗率	%	40.2	100	建設課
	排水路改良工事事業浸水対策事業進捗率	%	67.1	100	建設課
	水道施設見学・出前講座の参加者数	人	394	維持	経営管理課
	公共下水道区域内の汚水管渠整備率	%	63.3	68.4	下水道施設課
	農業集落排水施設の改修完了地区数	地区	5	7	下水道施設課
	公設浄化槽整備率	%	50	86	下水道施設課
③	自動車騒音の環境基準達成率	%	93.7	維持	環境保全課
	道路騒音・振動・環境騒音の環境基準達成率	%	84.2	維持	環境保全課
④	公害防止対策事業一級水準測定の測定値	mm	-26 ~+3	維持	環境保全課
⑤	福島第一原子力発電所の事故により汚染された農林業系汚染廃棄物の焼却処理	t	0	2,900	環境保全課
	市民持込み食品等放射性物質簡易測定	件/年	76	継続	防災安全課
	給食食材の放射性物質濃度測定結果公表割合	%/年	100	100	教育総務課

(4) 地球環境 地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる

関連する SDGs 目標

～ 10 年後の目標 ～



- 各主体において、エコなライフスタイルやワークスタイルが実践され、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量抑制による地球温暖化防止等、国際的な取り組みを通じて、地球規模の環境活動に積極的に取り組んでいる。
- 持続的発展が可能な社会を実現するために、大量消費・大量廃棄型から、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの転換が図られている。
- 廃棄物の発生は抑制され、資源の再利用や再生利用が行われ、資源循環型の社会が構築されている。

◆ 施策の方向に基づき、大崎市は次の行動に取り組めます。

① 省エネルギー対策	(担当課)
• 市が管理する公用車の効率的な運用を図り、エコドライブや走行距離の削減を図ります。	全庁
• 行政の事務で排出される事務用紙、コピー用紙など資源の削減を推進することにより、環境負荷の低減を図ります。	全庁
• 「クールチョイス」を実践し、電気・ガス・水道の使用により排出されるエネルギーを削減し、環境負荷の低減を図ります。	全庁
• 防犯環境の整備と二酸化炭素排出量の削減を図るため、防犯灯のLED化を図り、犯罪のない明るく住みよい地域づくりを実現します。	防災安全課
• 地球温暖化防止につながる環境に配慮した設備を導入した市民や事業者に対し、補助金を交付します。	環境保全課
② 環境配慮型ライフスタイル等の推進	(担当課)
• 地域の環境団体への支援や市民への啓発等を通じ、廃棄物の適正処理を進め、快適で住みよい生活環境を目指します。	環境保全課
• 環境負荷軽減に向けた低炭素社会を構築するため「環境フェア」を開催し、省エネ活動や3Rの普及・啓発を行い、自ら考えて実践する市民を増やします。	環境保全課

<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション事業（講演やバイオゴーカート試乗など）を通じて、学童期から環境活動に興味を示すよう、啓発を行います。 	環境保全課
③ 地産地消型の再生可能エネルギーの利用促進 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・木質チップを燃料に使用するなど、バイオマス（動植物から生まれた再利用可能な有機性の資源）を活用した地域循環型のエネルギー供給の仕組みづくりを促進します。 	産業商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民から廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクルする仕組みの構築を図り、その燃料を公用車や公共機関、公共工事等への利用を促進します。 	産業商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料を利用し、化石燃料由来の二酸化炭素排出抑制を図り、災害時におけるエネルギーの分散に備えます。 	産業商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー事業の可能性調査などを行う事業者を支援し、地域の実情に沿った再生可能エネルギーの普及・促進を図ります。 	産業商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の恵まれたエネルギー資源や自然環境を継承していくため、再生可能エネルギー利用への関心を高める取り組みを進めます。 	産業商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・西地区熱回収施設等（ごみ処理施設）から出される余熱エネルギーを活用した地域振興策の普及・促進を図ります。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境や生活環境等を保全しながら、調和のとれた再生可能エネルギーの利活用を図るための条例を制定します。 	環境保全課
④ コンパクトなまちづくりの推進 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の商業・業務・医療・駅等の都市機能の集積が高い区域を中心に都市づくりを推進し、省資源と環境に配慮した集約型市街地の形成を図ります。 	都市計画課
⑤ 利用しやすい公共交通ネットワーク等の充実 (担当課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「通院」「通学」「買い物」等の外出をサポートする公共交通ネットワークを構築し、車社会による二酸化炭素の排出削減を図ります。 	まちづくり推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化や観光振興を支える公共交通を構築し、多くの人が利用する“中心市街地循環便”を目指し、車社会による二酸化炭素の排出削減を図ります。 	まちづくり推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と行政の協働により、分かりやすく、利用しやすい、各地域に適した“地域内交通”を確保し整備を行い、車社会による二酸化炭素の排出削減を図ります。 	まちづくり推進課

⑥ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 (担当課)

<ul style="list-style-type: none"> 古川リサイクルデザイン展示館の利用団体と連携を図り、様々なメニューの体験学習を実施し、環境について考え、自発的に行動する市民を増やします。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別や減量化を推進、啓発するため、「ごみ収集カレンダー」を作成し、各家庭に配布を行います。 	環境保全課 総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 資源物は分別して、リサイクルステーションへ出すように周知徹底し、リサイクルを推進します。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の「食べ残し」を減らすことが、食品ロスの低減や環境負荷の減少につながることを伝え、「食べ残し」の減量を図ります。 	教育総務課

⑦ 気候変動への適応 (担当課)

<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の影響により大規模化している台風や豪雨といった気候変動等への正しい理解と身を守るための知識や技術の習得を目的として、自主防災組織が実施主体となった防災訓練等を行います。 	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> 講師を派遣し、地域ごとの洪水・土砂災害ハザードマップを活用した啓発を行い、自身が居住する地域の実情の把握と訓練とおした組織等の育成と強化を図ります。 	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> 豪雨による洪水被害を緩和するため、水田の貯水機能を活用した「田んぼダム」の取り組みを推進します。 	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、既設水路の浚渫^{しゅんせつ}を推進し、水路の断面を最大限に利用し、十分な流量を確保します。 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、内水対策として、常襲冠水箇所の排水路整備を実施します。 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、公共下水道区域において、雨水管渠^{かんきょ}や雨水排水ポンプ場等の整備を行います。 	下水道施設課

～ 参考：環境物品を選ぶ際に参考となる主な環境ラベル ～



左から、エコマーク、再生紙使用マーク、グリーンマーク、間伐材マーク、バイオマスマーク、統一省エネラベルです。環境に優しい商品を選択しましょう。

◆地球環境に関する環境状況を判断する成果指標とします。

施策の方向	成果指標	単位	現状	目標	担当課
①	防犯灯（LED）設置数	基/年	151	170	防災安全課
	太陽光発電設備導入量	kw/年	419	500	環境保全課
②	環境フェア来場者数	人/年	2,500	増加	環境保全課
	エコアクション実施数	校/年	6	継続	環境保全課
③	木質チップ利用でのCO ₂ 排出抑制効果	kg CO ₂ /年	63.7万	88.6万	産業商工課
	廃食用油回収量	ℓ/年	6,039	8,100	産業商工課
	再生可能エネルギーを導入し事業化した件数	件	0	増加	産業商工課
	再生可能エネルギー講演会等参加者数	人/年	48	300	産業商工課
⑤	廃止代替バス利用者数	人/年	11.1万	維持	まちづくり推進課
	中心市街地循環便利用者数	人/年	2.9万	維持	まちづくり推進課
	地域内交通の運行を開始した地域の数	地域	6	7	まちづくり推進課
⑥	リサイクルデザイン展示館体験教室参加者数	人/年	1,532	1,900	環境保全課
⑦	自主防災組織による防災訓練実施回数	回/年	50	120	防災安全課
	緊急浚渫事業事業進捗率	%	0	100	建設課
	排水路改良工事事業浸水対策事業進捗率	%	67.1	100	建設課
	公共下水道区域内の雨水管渠整備率	%	42.1	47.9	下水道施設課

～ 豆知識 ～ 経済産業省「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬」より
 ・54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換することで、CO₂削減量 **52.8kg/年**、節約金額 **2,430円/年**（目安）
 ・一般電球をLED照明に替えると、同じ明るさでも使用電力量は1/6になり、使用電力量も節約できます。また、長寿命なので、交換する手間も少なくなります。



(5) 市民参画・協働 世代を超えて環境を学び、伝える

関連するSDGs目標



～ 10年後の目標 ～

- 各主体が本市の環境に誇りを持ち、自らが活動に取り組み、情報を発信できる役割を担っている。
- 各主体に加え、学校、地域団体やNPO等の各種団体を含む全ての人々が、環境保全のために必要な行動を認識し、各自が役割を担い、相互連携を図りながら、自主的かつ積極的な取り組みを推進している。

◆施策の方向に基づき、大崎市は次の行動に取り組みます。

① 環境情報の提供	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス総排出量を抑制するため、公共施設において毎年度、光熱水量を調査し結果を公表し、「CO₂削減」への取り組みを推進しています。 	環境保全課
② 環境イベントの開催	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> 毎年、環境フェアを開催し、省エネ活動や3Rの普及・啓発を行い、自発的に実践する市民を増やします。 	環境保全課
③ 環境教育・環境学習の推進	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象としたエコアクション事業（実演やバイオカーポート試乗など）や中学生を対象とした環境講演を継続して実施し、環境について関心を持ち、自ら環境問題について考え、省エネ活動や3Rに取り組む児童生徒を増やします。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 古川リサイクルデザイン展示館の利用団体と連携を図り、様々なメニューの体験学習を実施し、環境について考え、自発的に行動する市民を増やします。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 出前講座メニューに基づき、市民が主催する学習会等に職員を講師として派遣し、協働によるまちづくりの推進を図ります。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の場、地域住民の水辺に親しむ憩いの場を創出することを目的に整備された下伊場野水辺の楽校親水公園で、環境学習や自然体験活動を推進し、「子どもの水辺」再発見プロジェクトに取り組みます。 	松山総合支所

④ 協働による取り組みの推進	(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体（NPO法人）設立の認証や、運営の管理を支援することにより、自立した団体による活発な公益的活動が行われる環境整備を行います。市民活動サポートセンターと連携し活力のある団体を育成します。 	まちづくり推進課
<ul style="list-style-type: none"> 緒絶川荒川清流化促進協議会が行う、緒絶川や荒川の清掃、環境整備など取り組みを推進します。 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 地域内の市民統一清掃を行い、快適な生活環境を守り、一人ひとりの環境衛生意識の普及・向上を図ります。 	環境保全課 岩出山総合支所 鳴子総合支所
<ul style="list-style-type: none"> すばらしい松山地域協議会が実施する「コスモスロード」へのコスモス植栽活動を支援し、通行者に癒しを提供するとともに地域づくりを推進します。 	松山総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 松山地域で行政区ごとに実施する環境美化活動「クリーンふるさと運動」を支援し、良好な生活環境を維持します。 	松山総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄されやすい地域内林道などを公衆衛生組合連合会が主体となり巡回し、不法投棄のない地域を目指します。 	松山総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 三本木地域では「ラブリバー大作戦」として、河川愛護と水防意識の高揚を図り、河川への感謝と親しみを込め、地域住民の自主参加により清掃活動を実施します。 	三本木総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 三本木地域では「クリーン大作戦」として、緑豊かな住みよい地域づくりのため、行政区の住民同士の交流連携を深めながら環境美化活動を実施します。 	三本木総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 鹿島台地域では、「ごみ・ゼロー斉大作戦」として、行政区ごとに実施する環境美化活動を支援します。 	鹿島台総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 田尻観光協会と加護坊山沿道の清掃を実施し、環境美化の普及啓発を図ります。 	田尻総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 田尻観光協会と大貫小学校が提携して、蕪栗沼への道路沿いの清掃を実施し、環境美化の普及啓発を図ります。 	田尻総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 田尻地域内 48 衛生組合連合会と、各地域で清掃を実施し、環境美化の普及啓発を図ります。 	田尻総合支所
<ul style="list-style-type: none"> 田尻地域の衛生部長等が各戸を訪問し、清掃状況等を確認し、衛生指導を行います。 	田尻総合支所

⑤ 環境教育を支える人材の育成と活躍促進 (担当課)

- これからの地域を担う若者を育成するため、大崎市が抱える問題やプロジェクトについて、高校生と話し合い、地域の活性化に向け自由な提案を頂き、高校生が積極的に地域づくりに参加することにより、大崎市への関心度を高めます。

政策課

◆市民参画・協働に関する環境状況を判断する成果指標とします。

施策の方向	成果指標	単位	現状	目標	担当課
②	環境フェア来場者数	人/年	2,500	増加	環境保全課
③	エコアクション実施数	校/年	6	継続	環境保全課
	リサイクルデザイン展示館体験教室参加者数	人/年	1,758	1,900	環境保全課
	出前講座派遣件数	件/年	126	140	生涯学習課
④	市民活動サポートセンター来館者数	人/年	2,586	維持	まちづくり推進課
	緒絶川荒川清流化促進協議会清掃実施回数	回/年	2	継続	環境保全課
	古川地域市民統一清掃	回/年	2	継続	環境保全課
	岩出山地域市民統一清掃				岩出山総合支所
	鳴子地域市民統一清掃				鳴子総合支所
	コスモスロード植栽事業	回/年	1	継続	松山総合支所
	クリーンふるさと運動	回/年	2	継続	松山総合支所
	ラブリバー大作戦	回/年	1	継続	三本木総合支所
	クリーン大作戦	回/年	1	継続	三本木総合支所
	ごみ・ゼロ一斉大作戦	回/年	3	継続	鹿島台総合支所
加護坊山クリーン作戦	回/年	1	継続	田尻総合支所	
蕪栗沼クリーン作戦	回/年	1	継続	田尻総合支所	
⑤	高校生タウンミーティングによる意見数	件/年	18	増加	政策課